

令和2年度

奈良市一般任期付職員（税務関係）採用選考試験案内

令和 3 年 4 月採用予定者の一般任期付職員の採用選考試験を次のとおり行います。

（採用予定日については、令和 3 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの範囲で相談に応じます。）

申込方法・申込受付期間

郵送（簡易書留）令和2年12月24日（木）～令和3年1月28日（木）（必着）

I 受験資格、任用期間

受験資格：各試験区分の資格要件のいずれかの条件を満たす人

徴収業務指導員

- ① 税理士又は税理士となる資格を有する人で、かつ税の滞納処分に関する事務に 10 年以上従事した経験を有する人
- ② 行政機関において税務行政に 20 年以上従事した経験を有する人
- ③ 民間金融機関又は債権回収会社等で統括責任者又は債権管理担当として債権回収業務に 10 年以上従事した経験を有する人で、かつ債権回収に関して裁判所の手続業務で支払督促や少額訴訟手続の実務経験を有する人

税務専門員（滞納徴収員）

- ① 税の滞納処分に関する事務に 10 年以上従事した経験を有する人
- ② 民間金融機関又は債権回収会社等で債権回収業務に 10 年以上従事した経験を有する人で、かつ債権回収に関して裁判所の手続業務で支払督促や少額訴訟手続の実務経験を有する人

税務専門員（課税調査員）

- ① 税の課税調査（賦課）に関する事務に 10 年以上従事した経験を有する人

試験区分	採用予定人数	任用期間
徴収業務指導員	2 人程度	令和 3 年 4 月 1 日（採用予定日）から令和 6 年 3 月 3 1 日まで （基本的な勤務時間は、1 週間当たり 38 時間 45 分です。）
税務専門員 （滞納徴収員）	2 人程度	
税務専門員 （課税調査員）	2 人程度	

※ 試験の結果、適任者がいない場合は、採用を見合わせる場合があります。

※ 任用期間中は、地方公務員法が適用されますので、現在の業務を停止し、公務に専念することになります。

○ 次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 奈良市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (4) 日本国籍を有しない人で在留資格において就職等が制限されている者
- (5) 奈良市税等の滞納がある者

2 試験内容、試験日・試験会場等

	試験内容	試験日・試験会場	合格発表
第1次試験	書類選考 (申込時の提出書類による選考)		2月9日(火) 午後3時(予定)
第2次試験	個別面接	【日時】2月中旬(予定) (日時等の詳細は、第1次試験合格者に通知します。) 【試験会場】奈良市役所	2月下旬 (予定)

(注1) 合格発表について、合否にかかわらず受験者全員に郵送で通知します。また、奈良市役所前掲示場に合格者の受験番号を掲示します。ホームページ(<https://www.city.nara.lg.jp>)による発表を行います。合否の最終確認は前述のいずれかの方法で必ず行ってください。

(注2) 第2次試験当日は、受験票を必ず持参してください。受験票がないと受験できません。

(注3) 第1次試験後の合格通知書で指定された次の試験の日時は変更することができません。

3 受験手続

次の書類を送付して申込してください。

試験案内、 申込書の入手	ホームページ(https://www.city.nara.lg.jp)からダウンロードするか奈良市役所人事課(中央棟5階)で入手してください。
提出書類	①試験申込書 ※①～③の用紙をダウンロードした時は、必ずA4サイズの紙に印刷して提出してください。 ②職務経歴書 ③受験票 ④受験票返信用封筒(84円切手を貼り、あて先を明記した長3号:長さ23.5cm 幅12cm程度、折りまげ可)
受付期間	令和2年12月24日(木)～令和3年1月28日(木)
送付先	〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市職員任用試験委員会(奈良市役所人事課内)

(注) 提出書類は合否に関わらず返却いたしません。

※ 第2次試験合格後の提出書類

試験区分	提出書類	提出時期
全区分	職歴証明書	第2次試験合格後

4 試験結果の開示

各試験の結果(順位、得点)について、試験合格発表の日から令和3年3月31日まで、奈良市個人情報保護条例に基づき、口頭により開示を請求することができます。受験者本人が、本人であることを証明する書類(運転免許証等)を持参の上、土曜・日曜・祝日を除く午前9時～午後5時の間に人事課へお越しください。電話等による請求はできません。試験には、合格基準がありますので基準に達しない場合は、総合順位及び総合得点が上位であっても不合格となる場合があります。

5 合格から採用まで

- (1)最終合格者は合格発表日に作成する採用候補者名簿に登載し、令和3年4月1日に採用の予定です。
ただし、離職等の事情により、採用予定日の採用が困難な場合は、令和3年8月1日までの範囲で相談に応じます。
- (2)採用候補者名簿の有効期間は、登載日から1年間です。
- (3)受験資格に必要な職歴や資格・免許等の証明ができなかった場合は、採用候補者名簿から抹消します。
- (4)受験資格がないこと及び試験申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合には合格を取り消すことがあります。

6 主な職務内容

徴収業務指導員：税務担当部署における係員～係長級の職員として、以下の事務を職務として行う。

- ・市税等の滞納処分（差押・公売・交付要求等）に関する事務を行うとともに、職員に対して指導を行う。
- ・市税等の徴収に関する事務を行うとともに、職員に対して指導及び徴収率向上のための提案を行う。
- ・債権回収に伴う支払督促の申立て又は少額訴訟の提起に係る事務を行うとともに、職員に対して指導を行う。
- ・債権回収の専門研修を実施し人材育成を行うとともに、債権回収を行うための指導を行う。

税務専門員：税務担当部署における係員として、以下の事務を職務として行う。

- 滞納徴収員：市税等の徴収に関する事務及び滞納処分（差押・公売・交付要求等）に関する事務を行う。
- 課税調査員：市税等の賦課に関する事務と課税調査（償却資産、事業所税ほか）に関する事務を行う。

7 給与

給料月額は、試験区分により異なりますので、以下を参考にしてください。また、その他に、地域手当、期末・勤勉手当が支給され、通勤手当、扶養手当、住居手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

徴収業務指導員

職務経験が10年以上の場合は285,000円以上、20年以上の場合は355,000円以上、30年以上の場合は364,000円以上となります。

税務専門員（滞納徴収員・課税調査員）

職務経験が10年以上の場合は266,000円以上、20年以上の場合は327,000円以上、30年以上の場合は346,000円以上となります。

- ※ 上記の額は、採用時前の経歴等に応じ、一定の基準に基づいて決定されるので個人によって異なることがあります。
- ※ 採用前に奈良市一般職の職員の給与に関する条例の改正等があった場合にはその規定による支給となります。
- ※ 市の財政健全化に資することを目的に、職責に応じて給料月額の減額を行う場合があります。

8 問い合わせ先

試験内容、受験手続、給与その他試験全般に関して	奈良市職員任用試験委員会（奈良市役所人事課内） TEL (0742)34-4821（直通）
受験資格及び 主な職務内容に関して	徴収業務指導員 滞納整理課 TEL (0742)34-4965（直通）
	税務専門員（滞納徴収員） 税務専門員（課税調査員） 資産税課 TEL (0742)34-4961（直通）